(二)　一九九七年九月一九日後に参加国となり、かつ、基金加盟後三箇月以内である加盟国のＳＤＲの配分について定める。（付表Ｍ２関係）

(三)　特別配分を受けることを希望しない参加国に対しては、当該配分を行わない。（付表Ｍ４関係）

(四)　特別配分が行われる時において基金に対し履行遅滞の債務を負っている参加国に配分されるＳＤＲの扱いについて定める。（付表Ｍ５関係）

政　令

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年九月四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百三十七号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十九号）附則第二条第二項の規定により読み替えられた戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第二十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「平成二十年十月」を「平成二十一年十月」に、「平成二十一年九月」を「平成二十二年九月」に改め、同条第一号中「五二五、三五〇円」を「五四一、四五〇円」に改め、同条第二号中「四二四、一五〇円」を「四四〇、二五〇円」に改め、同条第三号中「三〇二、七五〇円」を「三一八、八五〇円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　舛添　要一

内閣総理大臣　麻生　太郎

条　約

国際通貨基金協定の第四次改正をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年九月四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

条約第九号

国際通貨基金協定の第四次改正

この協定の署名政府は、次のとおり協定する。

第十五条第一項を次のように改める。

1 (a)　基金は、既存の準備資産を補充する必要が生じたときにこれに応ずるため、第十八条の規定に従い、特別引出権会計の参加国である加盟国に対して特別引出権を配分する権限を与えられる。

(b)　更に、基金は、付表Ｍの規定に従い、特別引出権会計の参加国である加盟国に対して特別引出権を配分する。

2　付表Ｌの次に次の付表を加える。

付表Ｍ　特別引出権の一回限りの特別配分

1　4の規定が適用される場合を除くほか、千九百九十七年九月十九日において特別引出権会計の参加国である各加盟国は、この協定の第四次改正が効力を生じた日の後三十日目の日に、その特別引出権の純累積配分額が千九百九十七年九月十九日における当該加盟国の割当額の二十九・三一五七八八一三パーセントに等しくなるような額の特別引出権の配分を受け入れなければならない。総務会決議第四十五―二号において提議された割当額の調整が実現していない参加国についても、当該決議において提議された割当額に基づいて計算を行う。

2 (a)　4の規定が適用される場合を除くほか、千九百九十七年九月十九日後に特別引出権会計の参加国となり、かつ、その参加の日が基金への加盟の日から三箇月以内である加盟国は、(i)当該加盟国が特別引出権会計に参加した日又は(ii)この協定の第四次改正が効力を生じた日のいずれか遅い日の後三十日目の日に、(b)及び(c)の規定に従つて計算された額の特別引出権の配分を受ける。

(b)　(a)の規定の適用上、各参加国は、その特別引出権の純累積配分額が特別引出権会計に参加した日における当該参加国の割当額の二十九・三一五七八八一三パーセント（ただし、次のとおり調整する。）に等しくなるような額の特別引出権を受領する。

(i)　第一に、二十九・三一五七八八一三パーセントに、(c)に定める参加国の割当額（(a)の加盟国が特別引出権会計に参加した日におけるものとする。）の総計に対する当該参加国の１に規定する割当額の総計の割合を乗ずる。

(ii)　第二に、(i)の積に、(c)に定める参加国が第十八条の規定に従つて受領した特別引出権の純累積配分額（千九百九十七年九月十九日におけるものとする。）及び１の規定に従つて受領した配分額の和の総計に対する(c)に定める参加国が第十八条の規定に従つて受領した特別引出権の純累積配分額（(a)の加盟国が特別引出権会計に参加した日におけるものとする。）及び１の規定に従つて受領した配分額の和の総計の割合を乗ずる。